

## 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

平成十四年十二月二十日  
規則第百十九号

改正 平成一五年 三月二八日規則第四一号	平成一五年 九月三〇日規則第一二四号
平成一六年一〇月 一日規則第七九号	平成一九年 三月 一日規則第七号
平成二〇年 三月二八日規則第四二号	平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二一年一二月 八日規則第一〇九号	平成二八年 三月一八日規則第五号
平成二八年 九月二七日規則第七〇号	令和 五年 三月三一日規則第二四号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則  
(土砂の排出の届出)

第一条 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項及び第九条第一項の規定による届出は、様式第一号の届出書により行うものとする。  
(土砂の排出の届出の特例)

第二条 土砂条例第六条第一項第六号の規則で定める土砂の排出は、次のとおりとする。  
一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出  
二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出  
(土砂の排出に関する計画に定める事項)

第三条 土砂条例第六条第二項第十号及び第九条第一項第十号の規則で定める事項は、次のとおりとする。  
一 排出先ごとの土砂の数量  
二 排出先において土砂のたい積を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
三 排出先における土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況  
(土砂の排出の届出の添付書類)

第四条 土砂条例第六条第三項（土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。  
一 建設工事に係る土地の位置を示す図面  
二 排出先とする土地の位置を示す図面  
(たい積した土砂の排出の届出)

第五条 土砂条例第七条第一項及び第十条第一項の規定による届出は、様式第二号の届出書により行うものとする。  
(たい積した土砂の排出の届出の特例)

第六条 土砂条例第七条第一項第四号の規則で定める土砂の排出は、次のとおりとする。  
一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出  
二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出  
三 土質改良プラントその他の施設を用いて化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの排出  
四 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の排出  
(たい積した土砂の排出に関する計画に定める事項)

第七条 土砂条例第七条第二項第五号及び第十条第一項第五号の規則で定める事項は、次のとおりとする。  
一 排出先ごとの土砂の数量  
二 排出先において土砂のたい積を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(たい積した土砂の排出の届出の添付書類)

第八条 土砂条例第七条第三項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面とする。  
(変更の届出)

第九条 土砂条例第八条第一項（同条第二項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号の届出書により行うものとする。  
(軽微な変更)

第十条 土砂条例第八条第一項ただし書（土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。  
一 土砂条例第六条第二項第一号、第三号若しくは第四号又は第九条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関する変更  
二 土砂条例第六条第二項第五号又は第九条第一項第五号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の発生する土砂の数量が変更前の発生する土砂の数量の二十パーセントを超えて増加することとなるもの  
三 土砂条例第六条第二項第七号又は第九条第一項第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の排出する土砂の数量の合計が変更前の排出する土砂の数量の合計の二十パーセントを超えて増加することとなるもの  
四 土砂条例第六条第二項第九号又は第九条第一項第九号に掲げる事項に関する変更のうち排出先とする土地が新たに加わることに伴うもの

第十一條 土砂条例第八条第二項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 土砂条例第七条第二項第一号若しくは第二号又は第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に関する変更
- 二 土砂条例第七条第二項第三号又は第十条第一項第三号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の排出する土砂の数量の合計が変更前の排出する土砂の数量の合計の二十パーセントを超えて増加することとなるもの
- 三 土砂条例第七条第二項第四号又は第十条第一項第四号に掲げる事項に関する変更のうち排出先とする土地が新たに加わることに伴うもの  
(完了等の届出)

第十二条 土砂条例第十三条の規定による届出は、様式第四号の届出書により行うものとする。  
(有害物質)

第十三条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（次条並びに第三十一条第一項第一号又及び第四号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類（次条並びに第三十一条第一項第一号又及び第四号において「ダイオキシン類」という。）とする。  
(土壤基準)

第十四条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める基準は、特定有害物質にあっては土壤汚染対策法第六条第一項第一号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。  
一部改正〔平成二一年規則一〇九号〕

(知事の確認申請)

第十五条 土砂条例第十五条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、様式第五号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- 二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- 三 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
- 四 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- 五 使用する土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面

一部改正〔平成二〇年規則四二号〕

(土砂のたい積の許可申請)

第十六条 土砂条例第十六条第一項の規定による許可の申請は、様式第六号の申請書により行うものとする。

(届出とする許可等の処分)

第十七条 土砂条例第十六条第一項第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可
  - 二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項の規定による許可
  - 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可
  - 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可
  - 五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意
  - 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の許可
  - 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
  - 八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議
  - 九 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
  - 十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の許可（同法第十五条第一項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
  - 十一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があつたものとみなされる場合を含む。）
  - 十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
  - 十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可
  - 十四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の許可
  - 十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可及び同条第四項の規定による協議
  - 十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
  - 十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可
  - 十八 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）第三条第一項の認可
  - 十九 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第三条第一項の許可
- 2 土砂条例第十六条第一項第三号の規定により届出を行おうとする者は、様式第七号の届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
  - 二 土砂のたい積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し  
一部改正〔平成一五年規則四一号・一九年七号・二一年一〇九号・二八年五号・令和五年二四号〕

(公益事業)

第十八条 土砂条例第十六条第一項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業
- 三 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- 四 森林法による保安施設事業
- 五 道路法による道路に関する事業
- 六 都市公園法による都市公園に関する事業
- 七 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業
- 八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業
- 九 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業
- 十 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業
- 十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業
- 十二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に關係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- 十三 都市計画法による都市計画事業
- 十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- 十五 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- 十六 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般的の需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業
- 十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 十八 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- 十九 前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業

一部改正〔平成一五年規則一二四号〕

（公益事業の確認）

第十九条 前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第八号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂のたい積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

（土砂のたい積の許可の特例）

第二十条 土砂条例第十六条第一項第七号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりとする。

- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
- 二 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
- 三 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積
- 四 市町村が定める無秩序な土砂のたい積を防止するための条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為に係る土砂のたい積のうち、知事が別に定める土砂のたい積

（土砂のたい積に関する計画に定める事項）

第二十一条 土砂条例第十六条第二項第十二号の規則で定める事項は、土砂のたい積を行う土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。

（土砂のたい積の許可申請の添付書類）

第二十二条 土砂条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- 二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- 三 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するため必要な資力及び信用があることを証する書面
- 四 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- 五 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- 六 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- 七 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- 八擁壁の背面図

一部改正〔平成二〇年規則四二号〕

（許可の基準）

第二十三条 土砂条例第十八条第一項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

（変更の許可申請）

第二十四条 土砂条例第十九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第九号の申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第二十五条 土砂条例第十九条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 土砂条例第十六条第二項第五号又は第八号に掲げる事項に関する変更
- 二 土砂条例第十六条第二項第六号又は第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差。別表において「土砂の高さ」という。）が減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面（擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。）の勾配が緩和されることとなるもの

（変更の届出）

第二十六条 土砂条例第二十条の規定による届出は、様式第十号の届出書により行うものとする。

(標識)

第二十七条 土砂条例第二十二条の規則で定める様式は、様式第十一号のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第二十八条 土砂条例第二十三条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

二 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第二十九条 土砂条例第二十四条の規定による届出は、様式第十二号の届出書により行うものとする。

(定期報告)

第三十条 土砂条例第二十五条第一項の規定による届出（第三項において「定期報告」という。）は、様式第十三号の届出書により行うものとする。

2 土砂条例第二十五条第二項の規則で定める書類は、報告に係る期間の最後の日の一週間前の日以降に撮影した土砂のたい積に係る土地の写真とする。

3 土砂条例第二十五条第二項ただし書の規則で定める場合は、同項の土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類に係る採取場所について、土砂条例第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出が行われ、かつ、当該届出に係る土砂の排出に関する計画において排出先とした土地が定期報告に係る土砂のたい積に係る土地である場合とする。

(たい積に係る土地の汚染調査)

第三十一条 土砂条例第二十六条の規定による土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

一 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

- イ カドミウム及びその化合物
- ロ 六価クロム化合物
- ハ シアン化合物
- ニ 水銀及びその化合物
- ホ セレン及びその化合物
- ヘ 鉛及びその化合物
- ト 硒(ひ)素及びその化合物
- チ ふつ素及びその化合物
- リ ほう素及びその化合物
- ヌ 特定有害物質（イからりまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で知事が許可事業者に通知したもの

二 前号イからりまでに掲げる物質にあっては土壤含有量調査（知事が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）を行い、前号ヌに掲げる物質にあっては知事が許可事業者に通知した調査を行うこと。

三 調査試料の採取地点は、土砂のたい積を行った土地において、九百平方メートルごとに一地点以上の割合で均等に選定すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害物質にあっては土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準（土壤の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 土砂条例第二十六条の規定による届出は、様式第十四号の届出書により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第一項各号に掲げる方法等により行われたことを証する書面を添付しなければならない。

(完了等の届出)

第三十二条 土砂条例第二十七条の規定による届出は、様式第十五号の届出書により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第三十三条 土砂条例第二十八条第二項（土砂条例第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、埼玉県報によりするものとする。

(身分証明書)

第三十四条 土砂条例第三十四条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第十六号のとおりとする。

(適用除外)

第三十五条 土砂条例第三十五条第二項の規定により適用しないこととする土砂条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

市町村	土砂条例の規定
毛呂山町、嵐山町	第三章、第四章並びに第三十一条及び第三十二条
桶川市、鳩山町	第三章並びに第三十一条及び第三十二条

追加〔平成一六年規則七九号〕、一部改正〔平成二〇年規則四二号・二八年七〇号〕

(書類の提出部数)

第三十六条 土砂条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

一部改正〔平成一六年規則七九号〕

附 則

1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十五年二月十四日までの間における第十三条、第十四条及び第三十一条第一項の規定の適用については、第十三条中「土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十六条」と、第十四条中「土壤汚染対策法第五条第一項に規定する基準」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第二項に規定する土壤汚染基準」と、第三十一条第一項第一号ニ中「その化合物」とあるのは「アルキル水銀その他の水銀化合物」と、同項第二号中「土壤含有量調査（知事が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）」とあるのは「土壤溶出量調査」と、同項第四号中「土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第一項に規定する土壤の汚染の状況の調査」とする。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月三十日規則第百二十四号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月一日規則第七十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月一日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第四十二号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項第一号及び第二号並びに第二十二条第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行前に毛呂山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十一年十二月八日規則第百九号）

この規則中第十四条の改正規定は平成二十二年四月一日から、第十七条第一項第十六号の改正規定は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月十八日規則第五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年九月二十七日規則第七十号）

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

- 2 この規則の施行前に嵐山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十四号）

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第二十三条関係）

一 土砂条例第十八条第一項第一号に関する基準

イ 土砂の高さは、二メートル（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。

ロ 土砂のたい積により生ずるのり面の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートルの勾配（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面の勾配）以下であること。

二 土砂条例第十八条第一項第二号に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。

ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第八条第二号、第三号及び第八号から第十号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

ハ 摊壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

三 土砂条例第十八条第一項第三号に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

ロ 垂直一メートルに対する水平距離が四メートル以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行なう前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ハ 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。

ニ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。

ホ 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

ヘ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

一部改正〔平成一九年規則七号・令和五年二四号〕

様式第1号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第2号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第3号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第4号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第5号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第6号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第7号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第8号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第9号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第10号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第11号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第12号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第13号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第14号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第15号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕  
様式第16号

